

議案第4号

第24回参議院議員通常選挙八雲町実施本部設置要綱について

第24回参議院議員通常選挙に係る実施本部設置要綱を別紙のとおり定める。

平成28年6月2日提出

八雲町選挙管理委員会委員長 長 坂 久

第 24 回参議院議員通常選挙八雲町実施本部設置要綱

(設置目的)

第 1 条 第 24 回参議院議員通常選挙の管理執行について万全を期するとともに、選挙の啓発及びきれいな選挙を積極的に推進するため、八雲町選挙管理委員会事務局内に第 24 回参議院議員通常選挙八雲町実施本部（以下「本部」という。）を設置する。

(処理する事務)

第 2 条 本部は、次の事務を処理する。

- (1) 第 24 回参議院議員通常選挙の管理執行に関すること。
- (2) 明るくきれいな選挙の実現及び棄権防止等の啓発に関すること。

(組織及び機構)

第 3 条 本部に本部長、副本部長、主幹及び班長を置く。

- (1) 本部長は委員会事務局長を、副本部長は熊石支所長及び落部支所長を、主幹は事務局次長、熊石支所次長及び落部支所次長を、班長は本部長が指名する者をもって充てる。
- (2) 本部長は、本部を代表し選挙の管理執行を総括する。
- (3) 副本部長は、本部長を補佐して各班の事務を監督し、本部長に事故あるときは、その職を代理する。
- (4) 主幹は、上司の命を受け、分担班の事務を掌理する。
- (5) 班長は、上司の命を受け、所掌事務を処理する。

(班の所掌事務)

第 4 条 各班の担任及び所掌事務は、別紙のとおりとする。

(設置期間)

第 5 条 平成 28 年 6 月 2 日に設置し、同年 7 月 15 日に廃止する。

(その他)

第 6 条 その他必要な事項は、別に定める。

八 雲 町 実 施 本 部

八雲町選挙管理委員会

選挙管理委員会	委員長	長 坂 久	
	職務代理者	外 崎 正 廣	
	委員	服 部 由美子	
	委員	庄 内 慎 一	

担 任	職 名	氏 名	備 考
本部長	事務局 長	城 近 真	併 任 (総務課長)
副本部長	熊石支所 長	牧 茂 樹	" (地域振興課長)
副本部長	落部支所 長	戸 田 淳	" (落部支所長)
主 幹	事務局 次長	川 口 拓 也	" (総務課長補佐)
"	熊石支所 次長	佐 藤 尚	" (熊石総合支所地域振興課長補佐)
班 長	選挙係 主査	小 池 克 明	併 任 (総務係長)
"	"	岩 田 哲 男	" (総務課庶務交通係長兼防災係長)
"	"	相 木 英 典	" (総務課人事厚生係長)
"	"	知 野 宗	" (落部支所庶務係)
"	"	志 村 大 介	" (総務課選挙係)
"	熊石支所 主査	余 湖 康 子	" (熊石総合支所地域振興課会計係長)
"	"	竹 内 伸 一	" (熊石総合支所地域振興課税務係長)
"	"	田 中 智 貴	" (熊石総合支所地域振興課まちづくり推進係長)
"	落部支所 主査	笹 田 幸 男	" (落部支所庶務係長)
"	選挙係 主任	南 川 隆 雄	" (総務課総務係)
"	"	森 洋 美	" (落部支所社会係)
班 員	選挙係 書記	川 村 翔 太	" (総務課人事厚生係)
"	"	田 邊 美 耶	" (総務課人事厚生係)
"	熊石支所 書記	新 木 聡 太	" (熊石総合支所地域振興課税務係)

事務従事者は、総務課（上記以外）、企画振興課、情報政策室の職員をもって充てる。

八雲町実施本部設置要綱 班の所掌事務

八雲町選挙管理委員会

班	担 当	所 掌 事 務
選 挙 班	佐 藤 尚 小 池 克 明 志 村 大 介	1 選挙執行に係る総括的事項に関する事。 2 選挙人名簿登録に関する事。 3 開票事務に関する事。 4 啓発に関する事。
投 票 班	城 近 眞 川 口 拓 也 岩 田 哲 男 相 木 英 典 知 野 宗 余 湖 康 子 竹 内 伸 一 田 中 智 貴 笹 田 幸 男 森 洋 美 川 村 翔 太 田 邊 美 耶 新 木 聡 太 総務課職員（上記職員を除く） 企画振興課職員	1 入場券の整理、発送に関する事。 2 選挙人名簿の編纂に関する事。 3 投票所の物品準備、調達及び交付に関する事。 4 期日前投票の執行管理に関する事。 5 不在者投票の執行管理（指定施設含む）に関する事。 6 期日前投票所及び不在者投票所の物品・様式等の準備に関する事。 7 出稼ぎ者に対する不在者投票請求の啓発に関する事。 8 郵便等による不在者投票（在宅投票）請求の啓発に関する事。 9 投票状況集計に関する事。 10 その他投票に関する事。
速 報 班	情報政策室職員	1 投・開票状況速報に関する事。（メール・ホームページ等） 2 読取分類機、開票集計システムの運用に関する事。

(注) この事務の分担に基づくほか、それぞれの繁閑に応じて相互に協力するものとする。